

介護福祉士養成施設卒業生に対する 国家試験の義務付けについて

介護福祉士資格取得方法の一元化の経緯

○ 介護ニーズの多様化・高度化の進展に対応できる資質を担保し、社会的な信頼と評価を高める観点から、

- ① 一定の教育課程を経て国家試験の受験資格を得た上で、
- ② 国家試験により修得状況を確認する、という2つのプロセスを経ることが必要。

平成19年改正

・資質向上の視点から資格取得方法を一元化(全ての者に一定の教育プロセスと国家試験義務付けを実施)【24年度施行】

※社会福祉士及び介護福祉士法等の一部改正法

平成23年改正

・新たな教育内容(喀痰吸引等)を踏まえ、国家試験の義務付け等を3年間延期【24年度→27年度施行】

※介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部改正法

平成26年改正

・介護人材確保が困難な状況等を踏まえ、国家試験の義務付け等を1年間延期【27年度→28年度施行】

※医療介護総合確保推進法

平成28年改正

・平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて漸進的に導入
※実務者研修については、受講環境の整備を図りながら、28年4月より施行

※社会福祉法等の一部改正法

■ は、施行済み □ は、未施行(平成29年度より漸進的に実施し、令和4年度より完全実施予定)

	実務経験ルート	養成施設ルート	福祉系高校ルート
	3年以上の介護等の業務に関する実務経験及び都道府県知事が指定する実務者研修等における必要な知識及び技能の修得を経た後に、国家試験に合格して資格を取得する方法	都道府県知事が指定する介護福祉士養成施設等において必要な知識及び技能を修得して資格を取得する方法	文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定する福祉系高校において必要な知識及び技能を修得した後に、国家試験に合格して資格を取得する方法
教育プロセス (実務経験研修)	実務経験 3年以上 + 実務者研修(6月以上* / 450時間*) *他研修修了による期間短縮・科目免除あり	履修期間 2年以上 (改正前 1,650時間) (+200時間=1,850時間)	履修期間 3年以上 (改正前 34単位(1,190時間*)) +19単位=53単位(1,855時間*) *時間数は、1単位を35時間として換算 (注)特例高校は卒業後に実務経験9月以上が必要
国家試験	国家試験	国家試験	国家試験

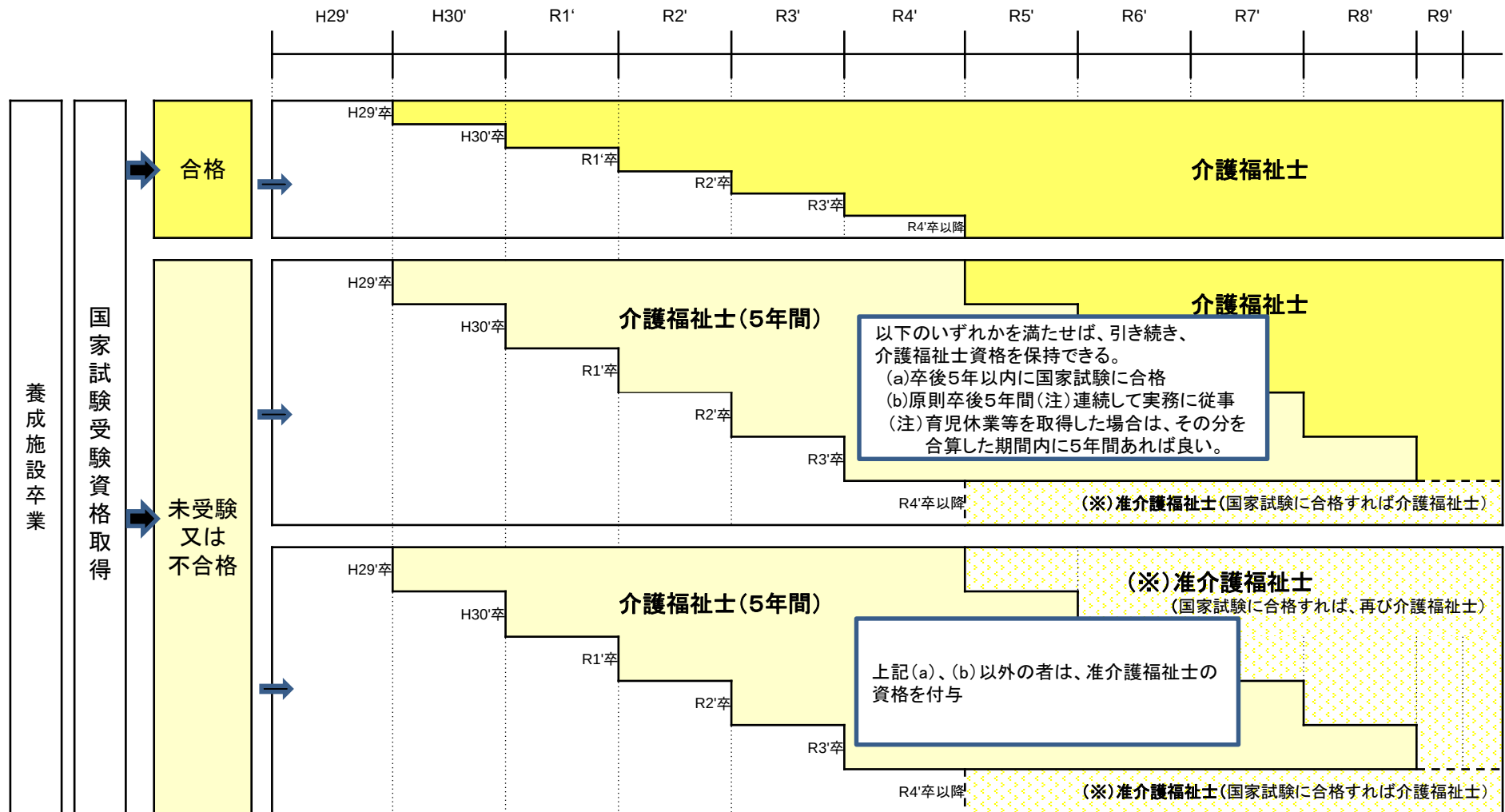
【参考】

累計資格登録者数	約121.7万人	約34.2万人	内訳無し(実務経験ルートに含む)
平成30年度試験合格者数	約6.2万人	約0.5万人	約0.2万人

注) 累計資格登録者数は平成30年3月末時点の登録者数を記載している。また、平成30年度試験合格者数の養成施設ルートの人数には、国家試験を受験せずに登録をした者を含む。

養成施設ルートへの国家試験導入の道筋

○ 平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて国家試験の義務付けの漸進的な導入を図る。



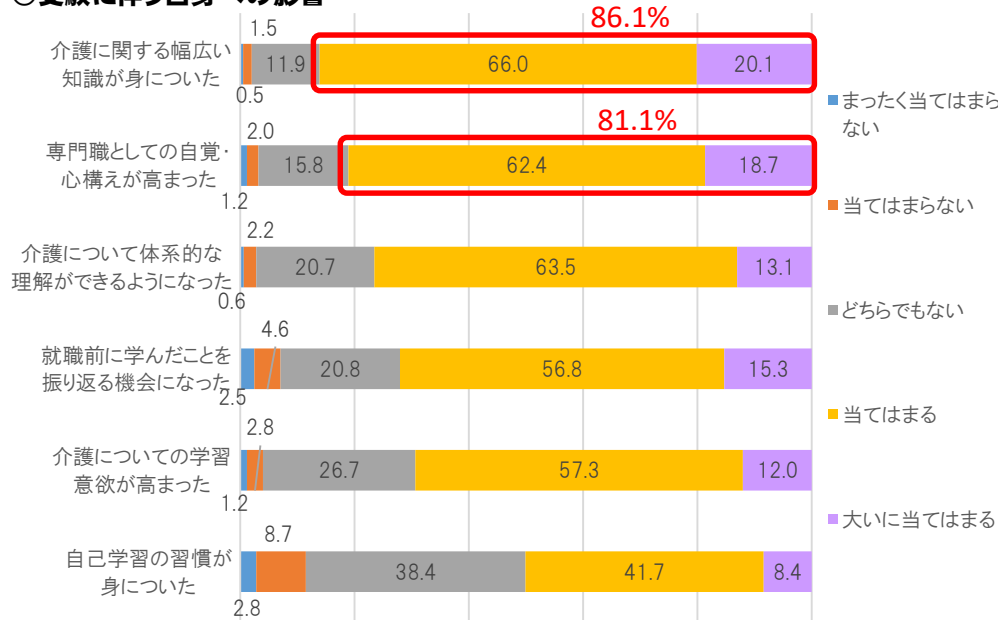
(※) 平成19年の社会福祉士及び介護福祉士法の改正において、養成施設卒業者への国家試験の義務付けに伴い、未受験又は不合格者には当分の間、「介護福祉士の技術的援助及び助言を受けて、専門的知識及び技術をもって、介護等を業とする者」として准介護福祉士の資格が付与されることとされた。准介護福祉士制度については、国家試験の義務付けの完全実施となる令和4年度から施行されることとなる。

(参考) 介護福祉士の資格取得方法の見直しによる効果

- 介護福祉士資格について、平成29年度から実施されている養成施設卒業者への国家試験義務付けの効果などに関し、平成30年度に調査研究を実施。(株式会社N T Tデータ経営研究所)
- **養成施設ルート**の介護福祉士への調査では、**8割以上の者が**、国家試験受験によって、「**介護に関する幅広い知識が身についた**」、「**専門職としての自覚・心構えが高まった**」などと回答。
- **養成施設の教員**への調査では、**7割以上の者が**、国家試験の導入によって、「**学生の自信**」、「**資質の向上**」、「**良いプレッシャー**」、「**地位の向上**」に効果があると回答。

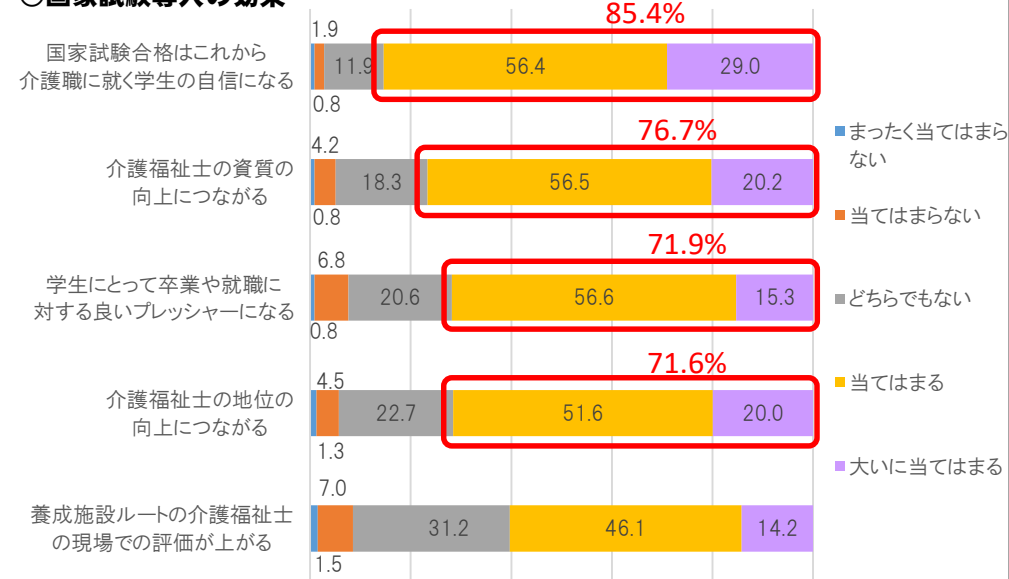
【養成施設ルートの介護福祉士】

○受験に伴う自身への影響



【介護福祉士養成施設の教員】

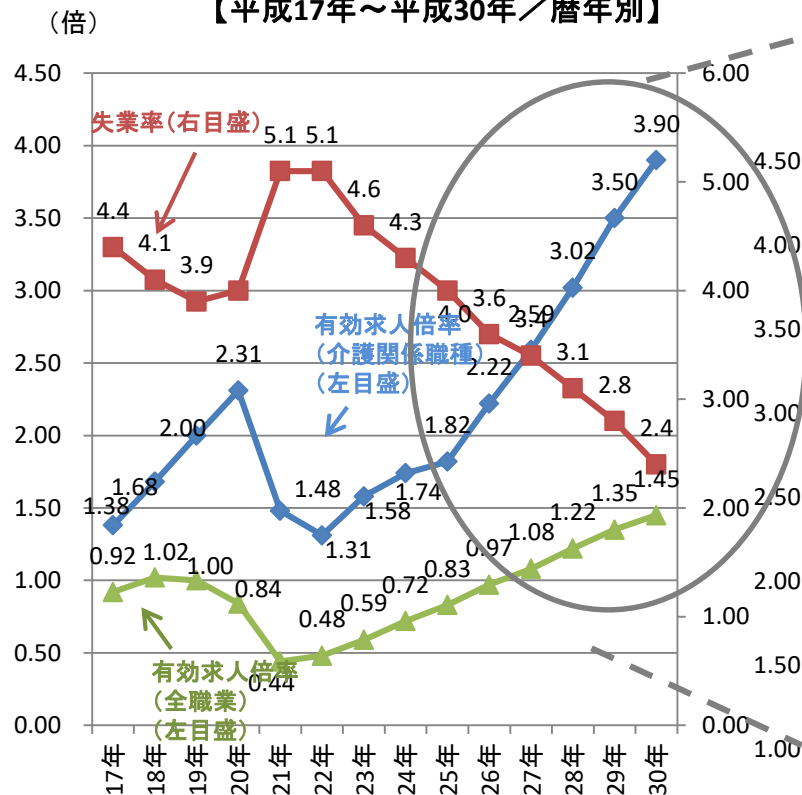
○国家試験導入の効果



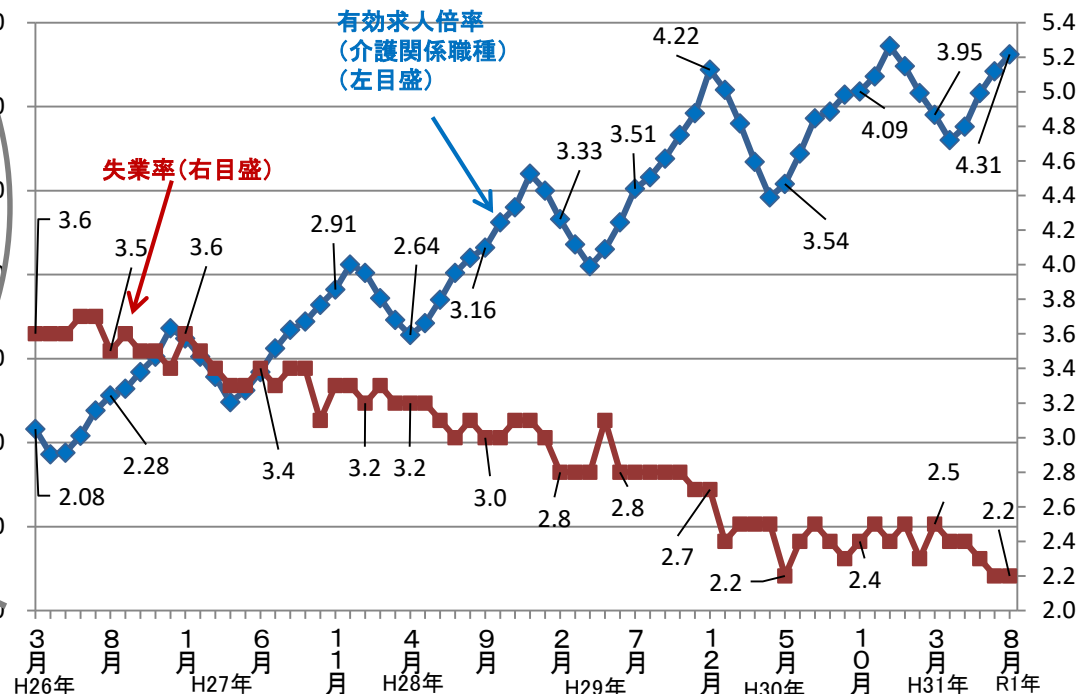
介護分野における人材確保の状況と労働市場の動向 ～有効求人倍率と失業率の動向～

○ 介護関係職種の有効求人倍率は、依然として高い水準にあり、全職業より高い水準で推移している。

有効求人倍率(介護関係職種)と失業率
【平成17年～平成30年／暦年別】



有効求人倍率(介護関係職種)(原数値)と失業率(季節調整値)
【平成26年3月～令和元年8月／月別】



注) 平成23年度の失業率は東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査の実施が困難な状況となっており、当該3県を除く結果となっている。

【出典】 厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省「労働力調査」

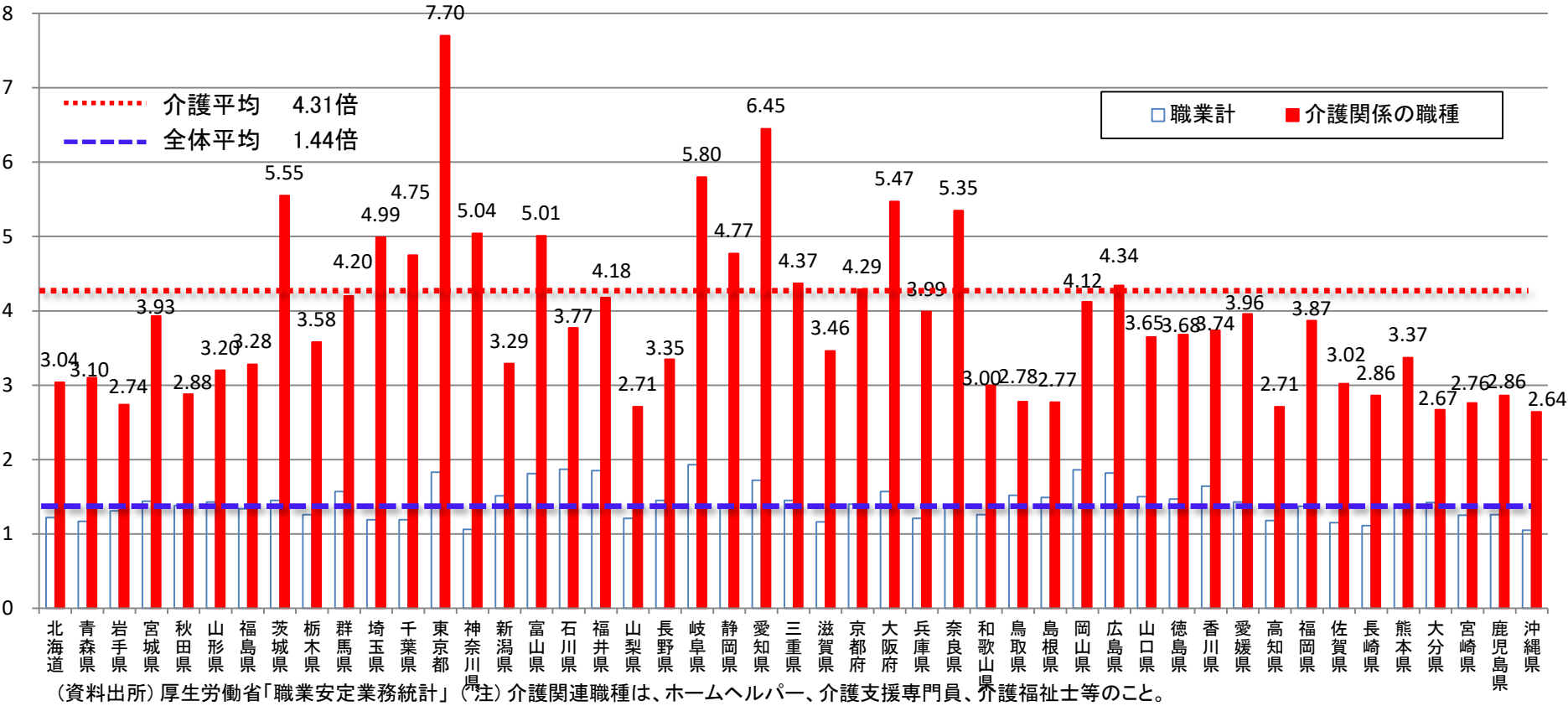
(※1) 全職業及び介護関係職種の有効求人倍率はパートタイムを含む常用の原数値。

月別の失業率は季節調整値。

(※2) 常用とは、雇用契約において、雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。

都道府県別有効求人倍率(令和元年8月)と地域別の高齢化の状況

○ 介護分野の有効求人倍率は、地域ごとに大きな差異があり、地域によって高齢化の状況等も異なる。



75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

※都道府県名欄の()内の数字は倍率の順位

	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	～	東京都(11)	～	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年 <>は割合	77.3万人 <10.6%>	70.7万人 <11.4%>	99.3万人 <10.9%>	80.8万人 <10.8%>	105.0万人 <11.9%>		146.9万人 <10.9%>		26.5万人 <16.1%>	18.9万人 <18.4%>	19.0万人 <16.9%>	1632.2万人 <12.8%>
2025年 <>は割合 ()は倍率	120.9万人 <16.8%> (1.56倍)	107.2万人 <17.5%> (1.52倍)	146.7万人 <16.2%> (1.48倍)	116.9万人 <15.7%> (1.45倍)	150.7万人 <17.7%> (1.44倍)		194.6万人 <14.1%> (1.33倍)		29.5万人 <19.5%> (1.11倍)	20.9万人 <23.6%> (1.11倍)	21.0万人 <20.6%> (1.10倍)	2180.0万人 <17.8%> (1.34倍)

外国人介護人材受入れの仕組み

EPA（経済連携協定）
（インドネシア・フィリピン
・ベトナム）

在留資格「介護」
（H29. 9 / 1～）

技能実習
（H29. 11 / 1～）

特定技能1号
（H31. 4 / 1～）

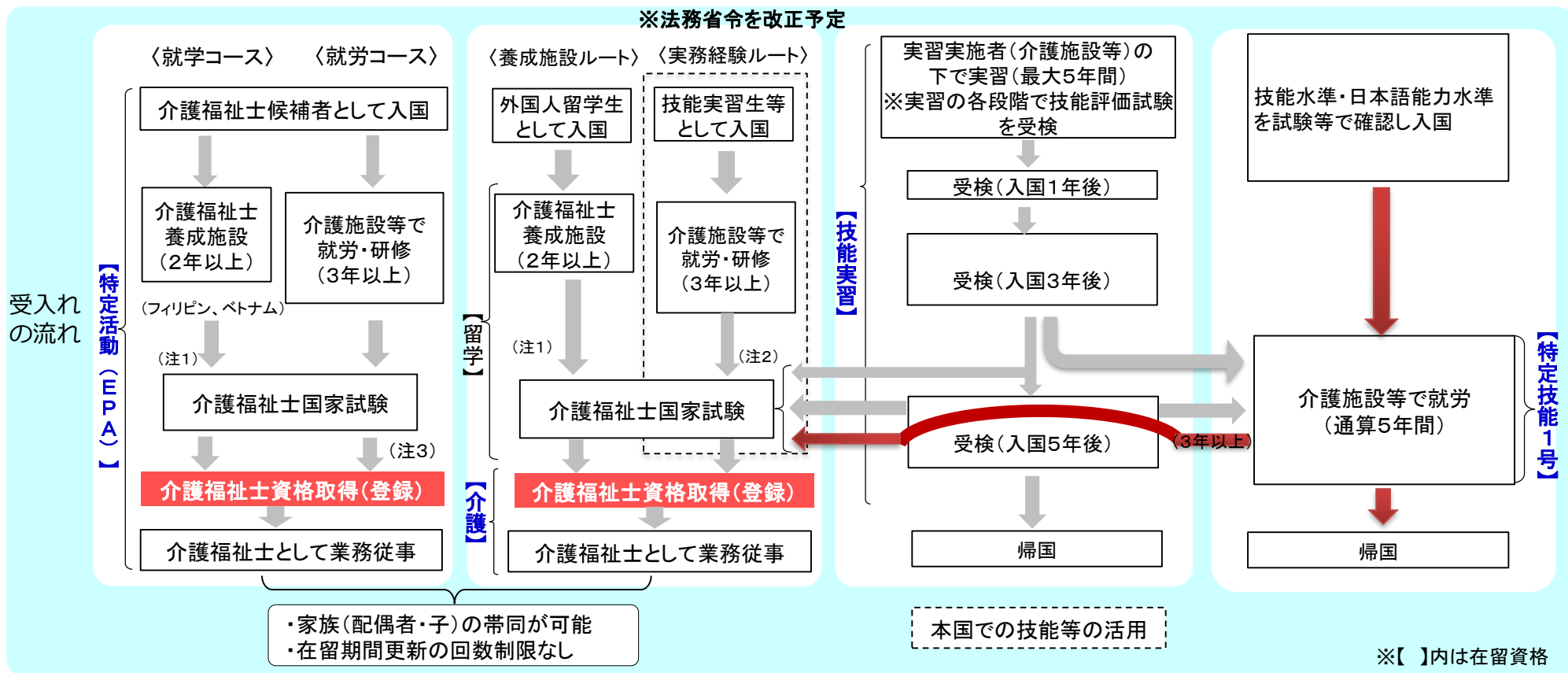
制度
趣旨

二国間の経済連携の強化

専門的・技術的分野の
外国人の受入れ

本国への技能移転

人手不足対応のための一定の専門性・技能を有する外国人の受入れ

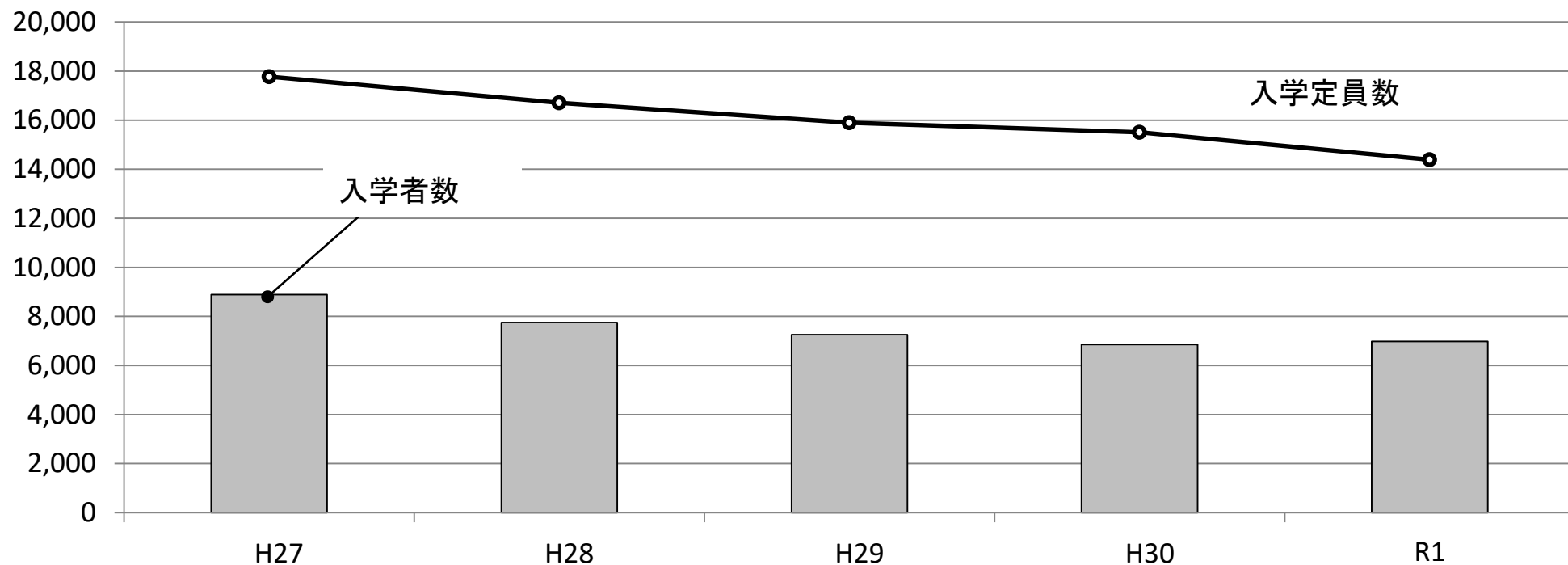


（注1）平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、令和3年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

（注2）「新しい経済対策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）において、「介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格を認めること」とされており、現在、法務省において法務省令の改正に向けて準備中。

（注3）4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

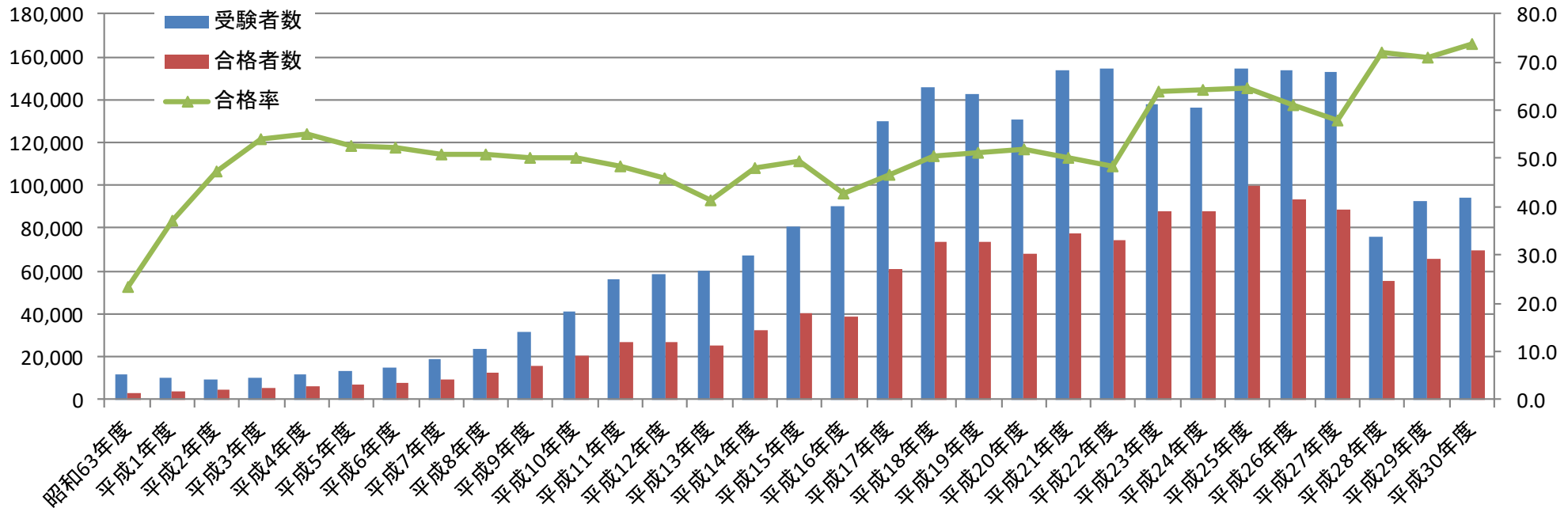
介護福祉士養成施設の定員等の推移



	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
養成施設数	404	401	396	386	375
定員【人】	17,769	16,704	15,891	15,506	14,387
入学者【人】	8,884	7,752	7,258	6,856	6,982
うち外国人留学生【人】	94	257	591	1,142	2,037
定員充足率(%)	50.0 %	46.4 %	45.7 %	44.2 %	48.5 %
入学者のうち外国人留学生の割合(%)	1.1 %	3.3 %	8.1 %	16.7 %	29.2 %

介護福祉士国家試験の受験者数等の推移

介護福祉士国家試験の実施状況については、平成30年度(第31回)の試験では、受験者数が9万4,610人、うち合格者数が6万9,736人、合格率が73.7%となっている。



介護福祉士

(単位:人、%)

	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
受験者数	11,973	9,868	9,516	9,987	11,628	13,402	14,982	18,544	23,977	31,567	41,325	55,853	58,517	59,943	67,363	81,008
合格者数	2,782	3,664	4,498	5,379	6,402	7,041	7,845	9,450	12,163	15,819	20,758	26,973	26,862	24,845	32,319	39,938
合格率	23.2	37.1	47.3	53.9	55.1	52.5	52.4	51	50.7	50.1	50.2	48.3	45.9	41.4	48	49.3

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
受験者数	90,602	130,034	145,946	142,765	130,830	153,811	154,223	137,961	136,375	154,390	153,808	152,573	76,323	92,654	94,610
合格者数	38,576	60,910	73,606	73,302	67,993	77,251	74,432	88,190	87,797	99,689	93,760	88,300	55,031	65,574	69,736
合格率	42.6	46.8	50.4	51.3	52	50.2	48.3	63.9	64.4	64.6	61	57.9	72.1	70.8	73.7

○ 第30回試験（平成30年 1 月実施）

- ・ 日本人の平成29年度卒業見込者：89.1% （6,268人受験・5,586人合格）
- ・ 外国人の平成29年度卒業見込者：41.4% （152人受験・63人合格）

○ 第31回試験（平成31年 1 月実施）

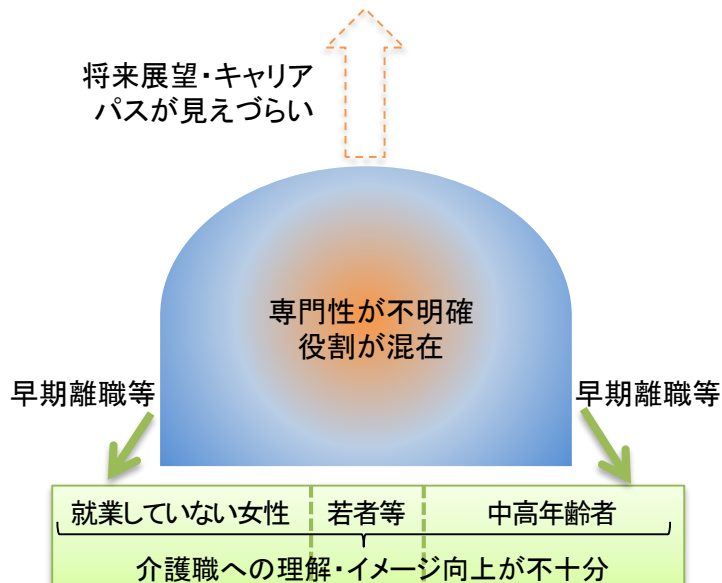
- ・ 日本人の平成30年度卒業見込者：90.9% （5,439人受験・4,945人合格）
日本人の既卒者：42.5% （358人受験・152人合格）
- ・ 外国人の平成30年度卒業見込者：27.4% （394人受験・108人合格）
外国人の既卒者：14.7% （34人受験・5人合格）

（注）外国人の人数は、受験申込書に外国の国籍を記入した者の人数によるもの。

（出典）厚生労働省の依頼に基づき、公益財団法人社会福祉振興・試験センターにおいて特別集計したもの。

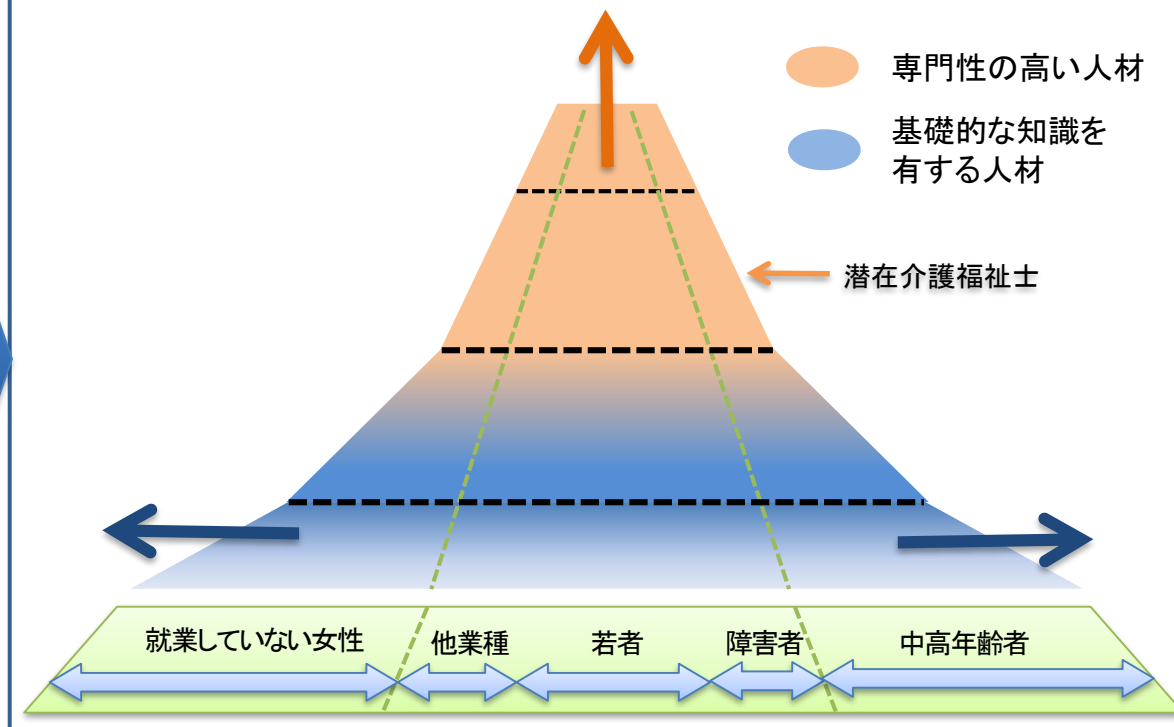
介護人材確保の目指す姿 ～「まんじゅう型」から「富士山型」へ～

現状



転換

目指すべき姿



参入促進

1. すそ野を広げる

人材のすそ野の拡大を進め、多様な人材の参入促進を図る

労働環境・ 処遇の改善

2. 道を作る

本人の能力や役割分担に応じたキャリアパスを構築する

3. 長く歩み続ける

いったん介護の仕事についての者の定着促進を図る

資質の向上

4. 山を高くする

専門性の明確化・高度化で、継続的な質の向上を促す

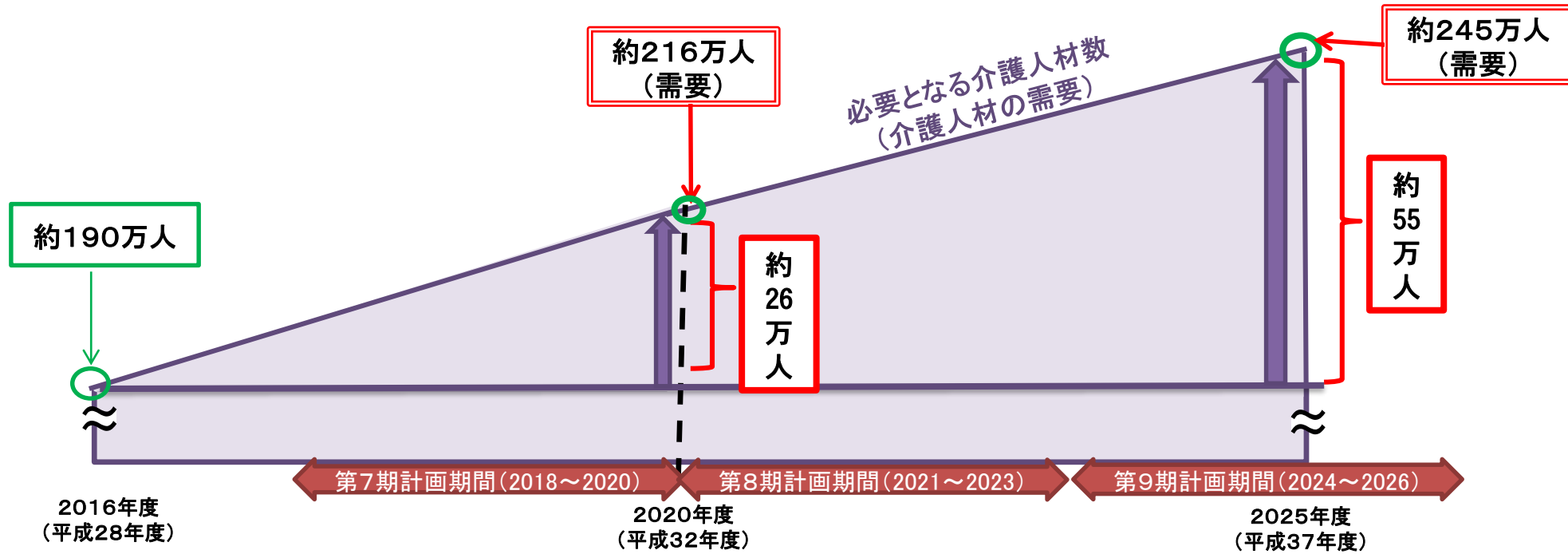
5. 標高を定める

限られた人材を有効活用するため、機能分化を進める

參考資料

第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について

- 第7期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要を見ると、2020年度末には約216万人、2025年度末には約245万人が必要。
- 2016年度の約190万人に加え、2020年度末までに約26万人、2025年度末までに約55万人、年間6万人程度の介護人材を確保する必要がある。
- ※ 介護人材数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を加えたもの。
- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。

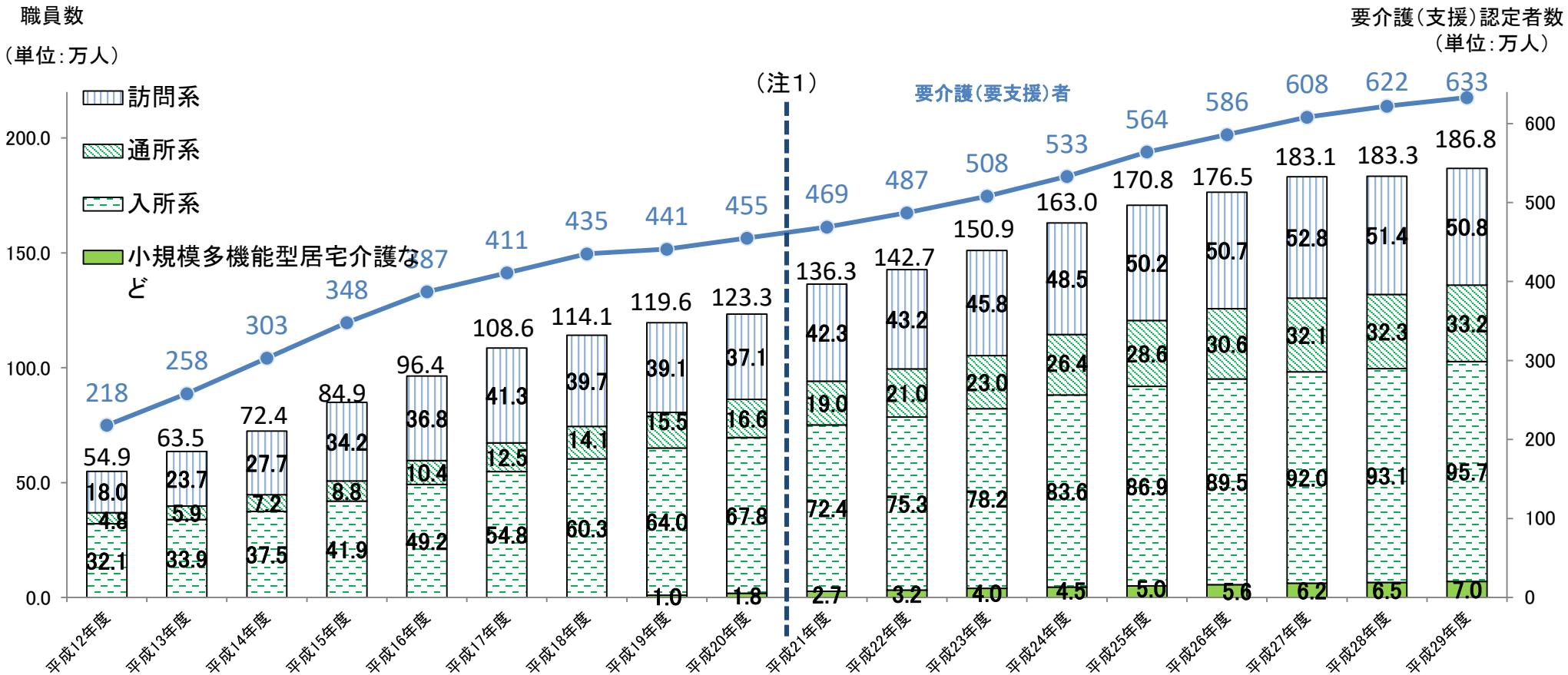


注1) 需要見込み(約216万人・245万人)については、市町村により第7期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量(総合事業を含む)等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。

注2) 2016年度の約190万人は、「介護サービス施設・事業所調査」の介護職員数(回収率等による補正後)に、総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数(推計値:約6.6万人)を加えたもの。

介護職員数の推移

○ 本表における介護職員数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する職員数。



注1) 平成21年度以降は、調査方法の変更による回収率変動等の影響を受けていることから、厚生労働省(社会・援護局)にて推計したもの。

(平成20年まではほぼ100%の回収率 → (例)平成29年の回収率:訪問介護91.7%、通所介護86.6%、介護老人福祉施設92.5%)

・補正の考え方:入所系(短期入所生活介護を除く)・通所介護は①施設数に着目した割り戻し、それ以外は②利用者数に着目した割り戻しにより行った。

注2) 各年の「介護サービス施設・事業所調査」の数値の合計から算出しているため、年ごとに、調査対象サービスの範囲に相違があり、以下のサービスの介護職員については、含まれていない。

(特定施設入居者生活介護:平成12～15年、地域密着型介護老人福祉施設:平成18年、通所リハビリテーションの介護職員数は全ての年に含めていない)

注3) 介護職員数は、常勤、非常勤を含めた実人員数である。(各年度の10月1日現在)

注4) 平成27年度以降の介護職員数には、介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)に従事する介護職員数は含まれていない。【参考・推計値】平成27年度:0.8万人、平成28年度:6.6万人、平成29年度:8.3万人 ※総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数の推計。)

総合的な介護人材確保対策（主な取組）

これまでの主な対策

今後、さらに講じる主な対策

介護職員の 処遇改善

（実績）月額平均5.7万円の改善

- 月額平均1.4万円の改善（29年度～）
- 月額平均1.3万円の改善（27年度～）
- 月額平均0.6万円の改善（24年度～）
- 月額平均2.4万円の改善（21年度～）

◎ リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、更なる処遇改善を2019年10月より実施

多様な人材 の確保・育成

- 介護福祉士修学資金貸付、再就職準備金貸付による支援
- 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施から、研修受講後のマッチングまでを一体的に支援

◎ 入門的研修受講者等への更なるステップアップ支援（介護の周辺業務等の体験支援）

離職防止 定着促進 生産性向上

- 介護ロボット・ICTの活用推進
- 介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援
- キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員の確保支援

- ◎ 介護職機能分化・多職種チームケア等の推進
- ◎ 介護ロボット・ICT活用推進の加速化
- ◎ 生産性向上ガイドラインの策定・普及
- ◎ 認証評価制度ガイドラインの策定・普及

介護職 の魅力向上

- 学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進
- 介護を知るための体験型イベントの開催

◎ 若者、子育て層、アクティブシニア層に対する介護職の魅力などの発信

外国人材の受 入れ環境整備

- 介護福祉士を目指す留学生等の支援（介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等）

◎ 「特定技能」等外国人介護人材の受入環境整備（介護技能向上のための集合研修、介護の日本語学習支援、介護業務等の相談支援・巡回訪問の実施等）